

企業PR動画作成・情報セミナー開催等事業の委託に係る企画提案競技募集要領

1 業務の目的

本業務は、新型コロナウイルス感染症により、対面式での説明会の開催が困難な状況となっていることから、若者に企業の魅力を知ってもらうために、求人票やパンフレット等の紙媒体とともに、仕事の内容や社員がいきいきと働く姿を動画で紹介することで、より県内企業を知り、職業理解を深める機会を創出するとともに、セミナー開催など、県内企業のPR力・情報発信力の強化を支援するものである。

2 委託業務の内容

- (1) 企業PR動画の作成に係る一切の業務
- (2) 県の就職情報提供サイト「CHOICE！」に動画を掲載
- (3) 発信力強化セミナーの開催および企業に対する個別支援の実施

3 委託経費

15,954,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）

4 委託期間

契約締結日から令和3年3月26日まで

5 参加資格

- (1) 宮崎県内に事務所又は事業所を有する法人及び団体とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (4) 企画書等の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (7) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (8) 共同企業体の場合は、次のアからウまでに掲げる要件を満たすこと。
 - ア すべての構成員が、(1)から(7)までに掲げる要件を満たすこと。
 - イ 共同企業体の構成員数に制限はない。ただし、代表構成員の出資比率は、30%以上とすること。

ウ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の企業体の構成員として、参加することはできない。

6 スケジュール（予定）

令和2年8月4日（火） 実施公告
令和2年8月20日（木） 企画提案競技参加申込書及び質問書受付期限
令和2年8月31日（月） 企画書等提出期限
令和2年9月9日（水） 審査結果通知

7 企画提案競技への参加申込

- (1) 提出期限
令和2年8月20日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先
13の担当課
- (3) 提出方法
FAX又は電子メール
- (4) 提出書類
企画提案競技参加申込書（様式第1号）
- (5) その他
FAX又は電子メールにより企画提案競技参加申込書（様式第1号）を受け付けた場合には、県雇用労働政策課から電話にて確認の連絡を行うので、申込み日2日後以降（土曜日、日曜日、祝日を除く。）までに連絡がない場合には、県雇用労働政策課に問い合わせること。

8 企画提案競技に係る質問

- (1) 本企画提案競技について質問がある場合は、「企業PR動画作成及び情報発信力強化セミナー開催等事業の委託に係る企画提案競技質問票（様式第2号）」を令和2年8月20日（木曜日）午後5時までに13の担当課宛てにFAX又は電子メールで提出すること。
- (2) 質問への回答は、原則として3日以内（県の閉庁日は除く。）に質問者へ電子メールで送付することとする。なお、参加希望者全員に周知すべき質問及び回答については、企画提案競技参加者に対し、FAX又は電子メールにて連絡する。

9 企画提案競技の方法

- (1) 提出資料
 - ア 企画提案書表紙（様式第3号）
 - イ 代理人を選定した場合にあっては、委任状（様式第4号）
 - ウ 共同企業体を構成する場合にあっては、共同企業体協定書（様式第5号）
 - エ 企画提案書
 - (ア) 審査項目表（別紙1）の各項目順に従って、分かりやすい表現で具体的に記述すること。
 - (イ) 企業PR動画作成及び情報発信力強化セミナー開催等事業仕様書（別紙2）に記載されていない独自の提案については、そのことが分かるようにタイトル等を工夫すること。
 - (ウ) 企画提案書はA4サイズで作成し、任意の様式とする。また、通し番号を振ること。

(エ) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

オ 見積書

以下の内容について、必要経費の積算内訳を記載したもの。

(ア) 人件費

(イ) P R 動画作成に要する経費

- ・ P R 動画の企画、制作、編集費
- ・ その他必要な通信費、旅費、消耗品費 等

(ウ) 企業の採用力強化セミナー開催に要する経費

- ・ 講師謝金及び旅費
- ・ 会場賃借料及び会場設営費
- ・ 当日配布資料作成費
- ・ チラシ作成等参加企業募集に係る広報経費
- ・ その他必要な通信費、旅費、消耗品費 等

(エ) 個別支援の実施に要する経費

- ・ アドバイザー謝金及び旅費
- ・ 会場賃借料及び会場設営費
- ・ その他必要な通信費、旅費、消耗品費 等

(オ) 消費税及び地方消費税相当額

※ いずれも必要経費の積算内訳が分かるものとする。

カ その他添付資料

(ア) 受託体制を示した資料

本業務に携わる従業員の体制及び数が分かるようにすること。

(イ) 5(5)に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）

(ウ) 特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第6号）

(エ) 業務スケジュール

想定している業務スケジュールを分かりやすく示すこと。

(オ) 類似業務に関する主な受託実績

実績ごとに委託者名、業務概要、受託期間を明記すること。

(カ) 決算報告書

直近3期分の決算報告書

(キ) サンプル動画

自社又は架空の会社をイメージしたサンプルP R 動画（3分程度）。国内市販のD V D プレーヤーで再生可能なD V D ディスクで提出すること。

(ク) その他

その他会社概要や本業務の実施に関して参考となる資料があれば、提出すること（パンフレット、リーフレットを添付する場合は、4部提出すること。）。

(2) 提出部数

ア 正本1部

イ 副本（コピー）3部

(3) 提出期限

ア 持参する場合

令和2年8月31日（月）午後5時まで

イ 郵送する場合

郵送用封筒に「企画提案書」在中の旨を朱書きして、令和2年8月31日（月）午後5時まで（必着）

(4) 提出先

13の担当課

(5) 留意事項

- ア 提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。
- イ 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。
- ウ 委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。
- エ 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。
- オ 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

10 審査及び委託先の決定方法

(1) 審査

審査は、提出された上記資料等について書面で行い、審査項目表（別紙1）の項目を総合的に勘案して、契約の相手方を決定するものとする。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択に関わらず通知する。

(3) 契約の締結等

上記(1)の審査手順により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続を行う。

また、当該業務については、雇用労働政策課の了解なしに他者に再委託することはできないものとする。

11 著作権

成果品に係る権利は、宮崎県に帰属するものとする。

12 その他

- (1) 本企画提案競技及び本業務委託を通じて、著作権法令等の法令を遵守すること。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で企画提案競技以外の目的に使用しない。
- (4) 個人情報については、法令に基づき適正に取り扱うこと。

13 問合せ及び書類提出先

〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県商工観光労働部 雇用労働政策課 雇用対策担当 藤崎

T E L : 0985 (26) 7105 / F A X : 0985 (32) 3887

E - m a i l : koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp